

資 料

2

山元構成員
資料

山元 事前意見 第10回

まず、先般報道されている大津での事件に際して、亡くられた保護司の方に対して心から哀悼の意を表するとともに、私自身にとっても、大変ショッキングな事件で、このような事件は2度と起こしてはならないと心から感じています。そのためには、このような事件の背景に、何があるのか冷静に分析していく必要があると思われます。

あくまでも私見ですが、この悲惨な事件について、①なぜこの事件が起きたのか、また、②どうすればこのような事件を防止できるのか、さらに③現状での影響に対してどのように対応していくのかの3点は最低限検討していかなければならないと考えています。

①については、どのような状況で、どのような心理状態で、どのような目的でこの事件が起きたのか分析する必要があります。

②については、今後このような事件を起こさないために、事件を防止する方法を考えていく必要があります。

③さらに保護司制度をめぐる現状の社会不安や、不安を抱えている保護司自身をはじめとして、家族や関係者に対しても、現在よりもより未来に至るまで、その不安を払拭していく必要があります。

つぎに今回の検討事項について、個別に意見を述べさせていただきます。

1. 推薦・委嘱の手順、年齢条件

①「幅広い年齢層から保護司の適任者を確保するためには、保護司・保護司会とともに、保護観察所においても、関係機関・団体等に対して人材の確保について協力を求めるなどして、保護司適任者を確保できるよう必要な措置をとることが求められている」点について。

(1) 若年層の参画

保護司の平均年齢は60才台と高齢です。更生保護の理念にある「社会全体で包摂する」というためには、より若年層を取り込んでいく必要があると思われます。その一方で、保護司としてこれまでの経験を活かして対象者に寄り添うためには、それ相応の人生経験が必要であることは言うまでもありません。

そこで若年の時代から、保護司活動に携わっていただくために、例えば、青年層の40才までは保護観察事件は担当しないなどして、保護司会務に参画いただき、先輩保護司や保護観察官から指導を受けて、長い人生スパンで保護司として携わっていただけるような制度を構築していく必要があります。

例えば、BBSの方々が、BBS退任後、保護司になり、更生保護に携わっていただき、人生経験や事例を学び、例えば40歳代で、子育てや仕事も落ち着いてきたころ、保護観察事件を担当していくことも考えられます。

（２）法人格による更生保護への参画

保護司の担い手は、個人が原則となっています。今後は法人も一定要件の元に保護司法人（仮称）として活動していただくことを視野に入れてもいいのではないのでしょうか。そうすると、法人の勤務先での面接や、保護司会務協力などを法人の更生保護担当者を募り複数人数（保護司として登録）で、活動していただくことも考えられます。

例えば、NPO法人や公益社団・財団などの公益性の高い法人が保護司法人として登録し、併せてその職員のうち一定の者が、保護司として登録することにより、勤務先内で複数人による面接をしたり、保護司会務の出席も職場内で輪番制にするなどして会務協力の負担軽減を図ることは可能ではないかと考えます。

現在、更生保護法人が存在していますが、ハードルの高い専門的な法人でなくとも、保護司の理念を引き継いで、ボランティア活動として担っていただく保護司法人を模索することも考えられるのではないのでしょうか。

（３）女性の参画

男女共同参画社会の実現は、21世紀の日本社会を占う最重要課題であることから、現在25パーセント程度にとどまる女性の保護司を、計画的に増加していくことが必要です。例えば、女性保護司を5年後に30パーセント、10年後に35%、15年後に40%を達成するというような具体的数値目標を掲げることが必要ではないのでしょうか。その際に、更生保護女性会は最大の協力者・理解者になると考えられます。

また、保護観察等対象者の約9割が男性であることから、女性保護司の女性が男性の対象者の処遇等における安全確保に不安を抱くこともあることから、（２）の保護司法人などを介して、職場での面接や複数担当制を敷くことも可能ではないか。

さらに、女性保護司が、自宅外の面接場所として更生保護サポートセンターやサテライトなど複数の公共的な施設での時間の制約を受けない面接が可能な場所の確保が急務であると考えます。

さらに、保護司と対象者が直接面接するとして、保護観察官がオンライン会議などにより、面接に参画することも考えられます。

（４）通訳保護司の配置

日本社会の国際化が急速に進み、外国にルーツを持つ者の犯罪や非行が顕在化していることから、これらの者に対する保護観察等事件についての対応を試みる必要があります。例えば外国語を教えている大学・専門学校と提携して、外国語に精通している者の協力を仰げるような関係を制度化していくことが考えられます。

２．待遇、活動環境

（１）小中学校における正規授業カリキュラム組み込みと出前授業

学校との連携や法教育の一環として、保護観察官や保護司が小中学校等に赴き、非行防止や薬物乱用防止、更生保護の概要について、具体的に正規の授業の一コマとして、カリキュラムに織り込んでいただき、授業教材をプログラム化して、実際に保護司や更生保護関係者が授業を進行できるような制度作りが必要であると考えます。